

佐賀県献血推進協議会委員公募要領

令和6年1月
薬務課

1. 目的

本県における血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項を協議する佐賀県献血推進協議会に、県民の県政への参加への参画機会の拡大を図るとともに、県民の幅広い意見を反映させるため、委員の一部を公募する。

2. 募集人員

公募による委員の人数は、2名とする。

3. 応募資格

県内に居住又は通勤、通学する満18歳以上（応募時点）の者。

国、地方公共団体の議会議員又は常勤の公務員でないこと。

県の審議会等の委員を3つ以上兼任していないこと。

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 応募方法

専用の応募用紙に、次の事項を記載のうえ、「献血に思うこと」を課題とした200字程度の作文を添付して、郵送、メールまたは持参により応募するものとする。

〔記載事項〕住所、氏名、生年月日、性別、連絡先、電話番号、職業、国や地方公共団体等の審議会等の委員の経験

5. 募集期間

令和6年1月18日（木）～令和6年2月15日（木）とする。

ただし、郵送の場合は令和6年2月15日消印有効。

6. 任期及び主な業務等

任 期：委員委嘱の日から2年

主な業務：本県における血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項を協議する。

報酬等：「附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則」に規定する報酬及び旅費を支給

7. 開催頻度

年に1回程度（※必要に応じて、複数回開催する場合も有り。）

8. 広 報

- ・ 県の広報媒体（県ホームページ等）を活用する。
- ・ 県の機関（保健福祉事務所）等への掲示板への募集案内の掲示。

9. 選考及び結果の通知

佐賀県献血推進協議会委員選考委員会を設置し、提出された応募用紙（作文）により選考し、決定後は速やかに応募者に対し通知する。